

本庁舎耐震改修基本構想策定業務 特記仕様書

第1章 総 則

- 1 業務の名称 本庁舎耐震改修基本構想策定業務（以下「本業務」という。）
- 2 業務の目的
本市では、市役所本庁舎が昭和 39 年度に建設されたものであり、現行の耐震基準を満たしていないことから、今後の本庁舎の耐震対策について検討をしてきた結果、現本庁舎を耐震改修する方向性を示した。
本業務においてはその方向性を基に基本構想を策定することを目的とする。
- 3 履行期間
契約締結日から平成 31 年 1 月 31 日（木）まで
- 4 準拠する法令等
本業務は本仕様書によるもののほか、次に掲げる関係法令及び施行規則等に準拠して実施するものとする。
 - （1）地方自治法及び施行令
 - （2）小矢部市契約規則
 - （3）その他関係法令等
- 5 業務仕様
特記仕様書に記載されていない事項は別紙 2「建築設計業務委託共通仕様書」によるものとする。
- 6 主任技術者の資格要件
主任技術者の資格要件は一級建築士とする。
- 7 プロポーザル方式により業務を受注した場合の業務履行
受注者は、プロポーザル方式により設計業務を受託した場合には、企画提案書により提案された履行体制により当該業務を履行すること。

第2章 業務概要

1 計画施設概要

工事名称	本庁舎耐震改修工事			
施設場所	富山県小矢部市 本町 地内			
施設概要	用途	構造	延べ面積	敷地面積
	庁舎	RC造	5,854 m ²	7,094 m ²
設計期間	契約締結日 ~ 平成31年1月31日			
耐震改修後に求める 「総合耐震計画基準」による 耐震安全性の分類	構造体	建築非構造部材	建築設備	
	<input type="checkbox"/> I類 <input checked="" type="checkbox"/> II類 <input type="checkbox"/> III類	<input checked="" type="checkbox"/> A類 <input type="checkbox"/> B類	<input checked="" type="checkbox"/> 甲類 <input type="checkbox"/> 乙類	
設計と条件等	<ul style="list-style-type: none"> ・ 現庁舎については、耐震を目的とする減築を可とし、減築等による失われた機能や本市が求める機能を充実するため、一部増築も可とする。 ・ 本改修工事は耐震補強のみならず、別紙6「庁舎耐震対策に関する報告書」P10「整備にあたっての留意事項について」にて記載する求められる機能を可能な範囲で実現する大規模改修とする。 ・ 庁舎敷地内には、別に倉庫（RC造、床面積216 m²）及び車庫（S造、床面積368.5 m²）があり、この建物についても耐震化（建替も可）とし、基本構想に含むこと。 ・ 庁舎周辺敷地としては、上記敷地面積以外に第1職員駐車場（984.25 m²）及び第2職員駐車場（617.0 m²）があり、現在は職員、庁用車の駐車場として利用している。 ・ 本市が想定するスケジュールについては以下のとおりとする。 平成30年度 基本構想策定・基本設計 平成31年度 実施設計 平成32年度 工事着工 平成33年度 工事完成・年度中供用開始 			

2 業務概要

本業務の概要は次のとおりとする。

- (1) 本庁舎耐震対策研究会報告書の検証
 (「現庁舎耐震改修」「現地での改築」「他施設利用」「別地での新築」の整備手法の再検証を含む)
- (2) 耐震工法の検討
- (3) 庁舎敷地計画の検討
- (4) 工事施工中の仮庁舎の検討
- (5) 整備スケジュール
- (6) 概算費用（上記4つの整備手法の概算費用を含む）

3 業務数量

本業務の作業数量は次のとおりとする。

- (1) 本庁舎耐震改修基本構想 一式

4 貸与資料

本業務における貸与資料は次のとおりとし、使用保管に際しては紛失破損等しないよう責任をもって取扱うこと。

- (1) 本庁舎設計図面
- (2) 平成9年耐震診断実施資料
- (3) 平成25年土質調査業務資料
- (4) 平成26年度コア抜き調査業務資料
- (5) 平成27年度庁舎耐震診断報告書確認業務資料
- (6) その他必要資料

5 打合せ及び記録

打合せは次の時期に行うこと。

- (1) 業務着手時
- (2) 監督員又は主任技術者が必要と認めた時

6 成果品

本業務の成果品は次のとおりとする。

- (1) 本庁舎耐震改修基本構想 1部
- (2) 基本構想概要版（A3両面1枚） 1部
- (3) その他発注者が指示するもの 一式

7 電子納品

電子成果品については、上記成果品を電子媒体（CD-R）に格納し2部提出すること。

8 その他

- (1) 受託者は、業務の実施に当り賠償責任保険に加入していなければならない。
- (2) 受託者は、本業務を実施するに当たり、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否し、不当な介入があった時点で速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。また、下請業者に対しては、暴力団関係者から不当な介入を受けた場合には、速やかにその旨を報告するよう指導し、下請業者から報告を受けた受託者は、速やかにその旨を監督員に報告するとともに、警察に届け出なければならない。